

## 「au 世界サービス」提供条件書

### 1.概要

「au 世界サービス」(以下「本サービス」といいます。)とは、海外で UQ mobile の携帯電話が利用できるオプションサービスです。

### 2.提供内容

- 本サービスを利用して行う通信には、以下の種類及び利用形態があります。

種類	利用形態	内容	利用できる地域及びオプション機能使用料	備考
通話	①滞在国内宛通話	滞在国内から、その滞在国内の一般電話／携帯電話への通話	WEB サイト*1 に定めるとおりとします。	発信及び着信それぞれで料金がかかります。
	②日本宛通話	滞在国内から、日本の一般電話／携帯電話(海外に在圏する日本の携帯電話を含みます。)への通話		
	③他国宛通話*2	滞在国内からの通話であって、①②以外のもの		
	④着信通話	滞在国内で着信した通話		
SMS	⑤SMS 利用	滞在国内で送受信したSMS		送信のみ料金がかかります。
データ通信	⑥インターネット利用	滞在国内で行ったデータ通信*3		料金がかかります。

\*1:本サービスを利用できる地域及びオプション機能使用料は、以下のWEBサイトに定めるとおりです。

<https://www.au.com/mobile/service/global/au-world-service/area-charge>

\*2:他国宛通話であっても、一部の地域間の通話(本サービスの WEB サイトに定めるものに限ります。)については、滞在国内宛通話として取り扱います。

\*3:+メッセージの利用を含みます。

### 3.重要事項

#### (1) ご注意事項

##### 【共通】

- 本サービスのオプション機能使用料は、UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款の料金表通則の規定に関わらず、KDDI/沖縄セルラー(以下、併せて「当社」といいます。)所定の期間に従って計算することがあります。
- 本サービスの通話時間やデータ通信量等の利用状況は、当社又は外国事業者の機器により測定します。当社の機器により測定した場合であって、料金を正しく算定できなかった場合の取扱いは、UQ mobil

e 通信サービスⅡ契約約款の別記 15 に定めるとおりとします。

- 本サービスのオプション機能使用料の請求や通信明細書の発行については、外国事業者の事情により、ご利用の翌々月以降となる場合があります。
- 当月のオプション機能使用料の概算額が当社所定の額を超えた場合、本サービスの利用を制限することがあります。当社は、これにより生じた損害については、その回線の基本使用料を上限として賠償しません。
- 国際ローミング協定その他外国の法令等により、本サービスの利用を制限することがあります。
- 海外で実際に通信が可能なエリア及びご利用いただけるサービス内容は、ご利用中の端末、ご契約内容又は海外事業者の条件により異なります。

#### 【通話/SMS】

- 着信通話については KDDI の電話サービス等契約約款(以下「電話約款」とします。)に定める国際ローミング着信自動通話(以下「着信自動通話」といいます。)を利用して提供することがあります。この場合の着信通話のオプション機能使用料には、着信自動通話の通話料を含みます。
- 通話については、海外で VoLTE のネットワークを利用した場合、当社の機器により利用形態を判定します。VoLTE 以外のネットワークを利用した場合、外国事業者から取得した通話明細における通話先電話番号を元に利用形態を判定します。
- 海外の UQ mobile 回線への通話又は SMS 送信があった場合であって、その端末が海外に在圏すると当社が認識できないときは、外国事業者への転送ができないためご利用いただけません。

#### 【データ通信】

- データ通信をご利用の場合、ご利用の携帯電話で海外での利用が可能な設定にさせていただく必要があります。滞在国においてその手続きを行う場合、外国事業者の事情により設定が完了せず本サービスの提供受けられないことがあります。
- 「au 海外放題」又は「海外ダブル定額」がご利用いただけます。適用条件や料金額等の詳細は、「au海外放題」提供条件書及び「海外ダブル定額」提供条件書に定めるとおりです。

#### (2) その他

- 本サービスのオプション機能使用料に、消費税相当額はかかりません。
- 本サービスに関するその他の提供条件については、当社の WEB ページに定めるところによります。

#### ■本提供条件書について

- ・ 当社の UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款第 77 条(提供条件書等)に基づいて本提供条件書を定めます。
- ・ 本提供条件書に記載のない事項については、契約約款等(UQ mobile 通信サービスⅡ契約約款その他当社の各契約約款及び各規約等をいいます。以下同じとします。)の規定を適用します。契約約款等の詳細は、当社のホームページでご確認いただけます。
- ・ 当社は、本提供条件書の記載事項を変更する場合があります。この場合の料金その他の提供条件は、変更後の提供条件書の記載事項によります。なお、当社は、変更後の提供条件書及びその効力発生時期を、所定の WEB サイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の提供条件書は当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。

- ・ 電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号)第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社の申出により提供条件の変更を行うときは、個別の通知及び説明に代え、予め、当社のホームページにその内容を掲示します。

■更新履歴

2026 年 4 月 15 日 初版作成